

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度の運営に係る 外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部高齢者医療保険制度準備担当 課）
担当係 担当者 山 村 内線（3862）

後期高齢者医療制度の概要

1 制度の目的

国民の安心の基盤である国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能にするため、平成20年4月に、原則75歳以上の高齢者を対象とした新たな医療制度が創設される(健康保険法等の一部を改正する法律=18年6月14日可決、同月21日公布)。

2 制度の内容

(1) 広域連合(東京都後期高齢者医療広域連合)

都内全区市町村が加入して19年3月1日に設立された広域連合が、新制度の運営主体となり、資格管理・保険料賦課・保険給付・財政運営などを行う。また、区は保険料の徴収と各種申請等の窓口事務を行う。

(2) 被保険者

区域内に住所を有する75歳以上の方及び65～74歳で一定の障害のある方

(3) 患者負担

1割負担(但し、現役並みの所得を有する方は3割負担)とする。

(4) 費用の負担

患者負担を除き、保険給付に要する費用の財源構成は、次のとおり

約5割を公費負担(国33%以内、都・区市町村各8%)

約4割を現役世代からの支援金で負担(国保・被用者保険が、その加入者数に応じて負担)

約1割を後期高齢者の保険料で負担

徴収については、原則、年金からの引落とし(特別徴収)とする。

件名 後期高齢者医療制度の運営に係る外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	戸籍住民課 税務課 生活福祉課	利用課	健康部高齢者医療保険制度準備担当
登録された 個人情報業務の名称	外国人登録(戸籍住民課) 特別区民税・都民税(税務課) 生活保護世帯に対する法内援護 (生活福祉課)	登録された (登録する予定の) 個人情報業務の名称	後期高齢者医療制度
情報はどのような媒体 に記録されているか	ホストコンピュータのハード ディスク(外国人登録、税) サーバ機のハードディスク (生保)	情報はどのような媒体 で提供を受けるのか	情報システム課の連携サーバを 経由して提供を受ける
登録業務で保有して いる情報項目は何か	外国人登録 別紙1 特別区民税・都民税 別紙1 生活保護世帯に対する法内援護 住民番号、決定年月日、 単併給区分、廃止年月日	左欄のうち 利用する情報項目	別紙2のとおり
何のために保有して いるのか	外国人登録、特別区民税・都民 税、生活保護世帯に対する法内 援護の運営を行うため	何のために目的外利 用するのか	後期高齢者医療制度の運営のため * 高齢者の医療の確保に関する法律 第138条に基づく。(別紙3)
緊急時の利用の場合 における本人通知の 状況	*****	目的外利用の時期・ 期間	平成19年8月下旬から 以降継続

1 外国人登録情報

世帯番号、氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、異動年月日、異動届出年月日、住民年月日、消除年月日、現住所、郵便番号、転入前住所、転入前郵便番号、転出先住所、転出先郵便番号、電話番号、国籍コード、外国人登録番号、在留資格コード、在留開始年月日、在留終了年月日、上陸港、出国港、帰化番号、職業コード、旅券種別、旅券番号、次回確認期間、次回確認事由、在留許可番号、在留許可日、出生地、本籍地コード、国籍住所、勤務先

2 税・所得情報

課税区分、非課税区分、普徴番号、特徴番号、配偶者専従の有無、専従者表示、寡婦(夫)、障害者、勤労学生、未成年・老年者、同居の妻、扶養人数、老人扶養人数、同居老親扶養人数/内、特別障害扶養人数、同居特障扶養人数/内、普通障害者扶養人数、特定扶養人数、営業等、農業、不動産、利子、株式配当、投信配当、外貨投信配当、株式配当外国・他、給与支払額、実額控除、給与所得、公的年金支払額、雑・勤労、(雑・年金)、総・短期譲渡、総・長期1/2前、一時(1/2前)譲渡一時1/2後、前・分離短期一般、前・分離短期軽減、前・分離長期一般、前・分離長期特定、前・分離長期軽減、山林、退職、特別控除短期一般、特別控除短期軽減、特別控除長期一般、特別控除長期特定、特別控除長期軽減、分離株譲渡未公開、分離株譲渡上場、分離先物取引、配当割額、株式譲渡所得割額、居住用譲渡損失、合計所得金額、純損失・総所得分、純損失・分離短期、純損失・分離長期、純損失・山林分、繰越損失・株式等、繰越損失先物取引、繰越損失・居住用、繰越雑損失、総所得金額、総所得金額等、専従者給与合計、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模共済控除額、生命保険料控除額、配偶者特別控除額、寄付金控除額、損害保険料控除額、所得控除合計額、課税総所得金額、課税分離短期一般、課税分離短期軽減、課税分離長期一般、課税分離長期特定、課税分離長期軽減、課税山林所得、課税退職所得、課税株譲渡未公開、課税株譲渡上場、課税分離先物取引、区・配当控除、都・配当控除、区・外国税控除、都・外国税控除、区・調整額、都・調整額、区・所得割、都・所得割、区・均等割、都・均等割、減免合計額、減免後年税額、既徴収税額、切替税額、青色申告特別控除

3 生活保護関係

決定年月日、廃止年月日

1 外国人登録情報

世帯番号、氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、異動年月日、異動届出年月日、住民年月日、消除年月日、現住所、郵便番号、転入前住所、転入前郵便番号、転出先住所、転出先郵便番号、国籍コード、在留資格コード、在留開始年月日、在留終了年月日

2 税・所得関係

課税区分、非課税区分、営業等、農業、不動産、利子、株式配当、投信配当、外貨投信配当、株式配当外国・他、給与支払額、給与所得、公的年金支払額、雑・勤労、総・短期譲渡、総・長期1 / 2前、一時(1 / 2前)、譲渡一時1 / 2後、前・分離短期一般、前・分離短期軽減、前・分離長期一般、前・分離長期特定、前・分離長期軽減、山林、特別控除短期一般、特別控除短期軽減、特別控除長期一般、特別控除分離長期特定、特別控除長期用軽減、分離株譲渡未公開、分離株譲渡上場、分離先物取引、居住用譲渡損失、純損失・総所得分、純損失・分離短期、純損失・分離長期、純損失・山林分、繰越損失・株式等、繰越損失先物取引、繰越損失・居住用、居住用譲渡損失、繰越雑損失、課税総所得金額、課税分離短期一般、課税分離短期軽減、課税分離長期一般、課税分離長期特定、課税分離長期軽減、課税山林所得、課税株譲渡未公開、課税株譲渡上場、課税分離先物取引、専従者給与合計額

3 生活保護関係

決定年月日、廃止年月日

(資料の提供等)

第百三十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対し第百七条第二項(注1)に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、他の後期高齢者医療広域連合及び保険者に対し、他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者及び加入者の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項(注2)に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

3 市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項(注1)に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

注1 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金法(昭和二十九年法律第百十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金であって政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令でさだめるものをいう。

注2 「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積卸しの事業

ト 焼却、清掃又はとさつの事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ヲ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

コ 通信又は報道の事業

ク 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの